

国家試験に合格したEPA看護師・介護福祉士候補者が EPA看護師・介護福祉士として就労する際の手続きについて

公益社団法人 国際厚生事業団
受入支援部

1.はじめに

経済連携協定(EPA)に基づき来日し、看護師・介護福祉士国家試験に合格したEPA候補者が、引き続き、EPA看護師・介護福祉士として就労する場合には、以下の手続きが必要となります。

- (1)免許証・登録証の申請と取得
- (2)雇用契約書の作成
- (3)在留資格変更許可申請
- (4)雇用契約書写し等のJICWELSへの提出

各受入れ施設におかれましては、お手数ではございますが、以下の「各種手続き」をご一読の上、諸手続きのご支援、ご対応の程、お願い申し上げます。

2.各種手続き

- (1)免許証・登録証の申請と取得

EPA看護師・介護福祉士の各資格証(免許証又は登録証)申請の手続きは日本人の場合と同様です。
以下のとおり、手続きをお願い致します。ご不明な点等ございましたら、各申請先窓口へご相談ください。

1)看護師免許証 申請手続き

以下①～④の必要書類をご持参の上、住所地の保健所窓口(一部の県については県庁)にて、申請を行ってください。看護師免許証の交付は、申請から、通常3か月程度です。
※例年、3月から4月に免許申請の場合、看護師籍登録までに日数を要します。在留期限が迫っているEPA看護師候補者は、看護師国家試験の合格発表後、速やかに、免許申請を行ってください。

① 看護師免許申請書

保健所の窓口で入手、または電子政府の総合窓口ホームページの「保健師、助産師、看護師の免許申請手続」よりダウンロードして記入。

電子政府の総合窓口ホームページ:

<http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTDETAIL&id=4950000000814&fromGTAMSTLIST=true&SYORIMODE>

※登録免許税として収入印紙9,000円分を所定欄へ貼付。

② 診断書

免許申請書に添付の所定の用紙を使用すること。発行日より1か月以内のもの。

- ③ 住民票の写し(「個人番号」が記載されていないものに限る)
国籍等の記載があり、発行日より6か月以内のもの。住民登録をしている市区町村窓口にて申請・交付。
※コピー不可
(※短期在留者は、『旅券その他身分を証する書類の写し』)
- ④ 看護師籍登録済証明書用はがき
(通常はがきでも可であるが、出来るだけ所定の登録済証明書を使用すること)
表面に受取人住所・氏名、裏面に氏名を記入。
※62円切手または342円切手(速達希望の場合)貼付。

※看護師免許証の交付までに『在留資格変更許可申請』を行う場合は、上記④により返信された『看護師籍登録済証明書』の写しをご使用ください。

<お問い合わせ>

- 各住所地の保健所、都道府県衛生主管部局の看護師免許担当
- 厚生労働省医政局医事課試験免許登録係 TEL:03-5253-1111(内線:2577)

2)介護福祉士登録証 登録手続き

以下の①～③の必要書類を簡易書留にて、社会福祉振興・試験センター登録部へご送付ください。
登録証が交付されるまでの期間は、登録が集中する3～5月は最長で1ヶ月半程度かかります(その他の期間は1ヶ月程度かかります)。

① 登録申請書

合格証書に同封されているものに記入。※登録免許税として収入印紙9,000円分を所定欄へ貼付。

② 登録手数料振替払込受付証明書

貼付用紙に、登録手数料として3,320円が払い込まれたことを証する印のある「振替払込受付証明書」の原本を貼付。

③ 国籍等の記載のある住民票

住民登録をしている市区町村窓口にて申請・交付。

<送付先・お問い合わせ>

公益財団法人社会福祉振興・試験センター 登録部
住所:〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号
TEL:03-3486-7511

(2)雇用契約書の作成

現在の雇用契約書を変更するか、新たに雇用契約書を作成する必要があります。契約書の書式は、通常、日本人職員と取り交わしている既定のひな形をご使用いただいて構いません。参考までに、雇用契約書ひな形を、JICWELS ホームページにて掲載しております。

(URL) https://jicwels.or.jp/?page_id=291

※EPA 看護師・介護福祉士の就労については、一定の要件が定められています。なお、平成29年4月1日より、EPA 介護福祉士は、訪問介護業務に従事することができるようになりました。詳しくは、最終頁の別紙「EPA 看護師・介護福祉士の受入れ機関の要件について」をご参照ください。

(3)在留資格変更許可申請

引き続き就労する場合、日本で行う活動が看護師または介護福祉士となることから、在留資格の変更の許可を受ける必要があります。

在留資格の変更の申請は、以下①～⑥の必要書類等をご持参の上、住居地を管轄する地方入国管理官署にて行います。許可される在留資格は「特定活動(EPA 看護師または介護福祉士)」となります。EPA 看護師・介護福祉士には、最長で3年間の在留期間が与えられ、その後は、与えられた在留期限までに、更新が必要となります。

※ 日本で発行される証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。

1)資格取得前と同じ病院・施設で就労する場合

①在留資格変更許可申請書

地方入国管理官署、または法務省ホームページよりダウンロードして、記入。

法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2-1.html>

※「16 上記以外の在留資格・入国情目的」の様式をご活用ください。

②写真(縦4cm×横3cm) 1葉

※申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。

※写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書に添付して下さい。

③パスポート及び在留カード…申請時に提示。

④雇用契約書の写し

国家資格取得後の活動の内容・期間・地位及び報酬等が記載されているもの。

※雇用契約の開始日は、「在留資格変更が許可された日」としてください。

⑤住民税の課税(または非課税)証明書及び納税証明書

※1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの

⑥ **看護師**: 『看護師免許証』の写し、または『看護師籍登録済証明書』の写し

※『看護師国家試験成績等通知書』では申請を行うことはできません。

介護福祉士: 『介護福祉士登録証』の写し

※申請時に『介護福祉士登録証』がない場合は、『介護福祉士国家試験合格証書』を提出してください。後日、交付された『介護福祉士登録証』の写しを地方入国管理官署にお持ちください。

2) 資格取得後に就労先を変更する場合

EPA 看護師・介護福祉士は、在留資格に係る指定書で指定された就労先以外では就労することはできません。EPA 看護師・介護福祉士が就労先を変更する場合には、地方入国管理官署において在留資格変更の許可を得る必要がありますので、必ず手続きを行ってください。また、JICWELS にも必ず報告してください。

就労先を変更する際※は、上記①～⑥の書類のほかに以下⑦～⑨の書類が必要となります。このほか、申請後に審査の過程において、追加の資料を求められる場合もございます。あらかじめご了承ください。

- ⑦受入れ機関の法人登記簿謄本及び決算報告書
- ⑧受入れ施設のパンフレット、案内等
- ⑨日本人と同等以上の報酬額を支払うことを証明する資料

※ 「特定活動(EPA 介護福祉士)」に在留資格変更許可後、同一受入れ機関(法人)内で受入れ施設を変更する際は、指定書において指定された就労場所が受入れ機関(法人)であれば、その都度地方入国管理局において在留資格変更許可申請を行う必要はございません。

ただし、JICWELS においては、EPA 介護福祉士の就労先が受入れ要件を満たしていることを確認し、また、EPA 介護福祉士の状況を把握する必要があるため、事前に下記連絡先まで就労先変更のご連絡をお願い致します。

(4) 雇用契約書写し等の JICWELS への提出

在留資格変更許可を受けた後は JICWELS に、速やかに以下の書類をメールにてご提出ください。

- ①上記の「在留資格変更許可申請」時に提出した『雇用契約書』の写し
- ②上記の在留資格変更許可申請を経て交付された『在留カード』の写し
- ③(※就労先を変更した場合)上記の在留資格変更を経て交付された『指定書』の写し

＜お問い合わせ＞

公益社団法人 国際厚生事業団 受入支援部

E メール: shien@jicwels.or.jp

TEL : 03-6206-1138

3. Q & A

Q1. EPA 候補者が、「看護師」、「介護福祉士」となるのはいつからですか？

A1. **看護師** 看護師籍へ登録を受けた時点で看護師となります。

ただし、在留資格変更許可を受けるまでは、看護師としての業務に従事することはできませんのでご留意ください。

介護福祉士 介護福祉士登録証に記載された登録年月日から介護福祉士となります。介護福祉士登録証が発行されましたら、速やかに、在留資格変更許可を受けてください。

Q2. EPA 候補者が現在就労中の病院・介護施設を退職し、母国に帰国します。日本で看護師免許証・介護福祉士登録証の発行手続きを済ませてから帰国し、母国にて免許証・登録証を受取ることはできますか？

A2. **看護師** 母国への免許証の発送は行っておりません。

介護福祉士 登録証は同封されている「登録申請書」に記入した住所宛に、社会福祉振興・試験センターより送付されます。国外の郵送についても対応していますので、母国への送付を希望する場合には、登録申請書の住所欄に母国の住所を記入してください。

Q3. 雇用契約はどのような条件にすればよいですか？

A3. 雇用主の下で就労している EPA 看護師・介護福祉士の労働条件を考慮した、有資格者にふさわしい労働条件で就労させ、同様の職務に従事する日本人と比較し、同等額以上の報酬を支払わなければなりません。ただし、雇用契約書に記載する業務の内容は、どの程度具体的に記載しているか等によって、修正を要するかどうかは異なります。

※注意

看護師 特定活動(EPA 看護師候補者)から特定活動(EPA 看護師)への在留資格変更許可を受けるまでは、看護師としての業務に従事することはできません。

介護福祉士 有資格者としての登録を受ける前に、介護福祉士の資格を有する者を登用している区分へ昇格・昇給することは、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に反することにはなりません。ただし、介護福祉士登録簿に登録されるまでは、同法の規定により、介護福祉士という名称を使用することはできません。

Q4. いつから介護保険制度や障害者自立支援制度上の介護福祉士として扱えますか？

(報酬の加算ができるでしょうか？)

A4. 介護福祉士国家試験に合格した月の翌月から可能です。これは、EPA 介護福祉士への在留資格の変更許可の時点とは関係ありません。

Q5. 国家試験合格後に候補者が帰国となった場合、帰国費用の負担はどのような扱いになりますか。

A5. EPA 候補者の受け入れに当たり、受け入れ機関には、法務省告示の定めの通り、帰国情費の確保等帰国情保措置を講じる義務があること、また、雇用契約書に定められている通り、帰国情費は、原則として雇用主が負担するものとすることから、受け入れ機関の負担となります。

<お問い合わせ>

公益社団法人 国際厚生事業団

- ◆ 受入支援部 TEL:03-6206-1138
- ◆ フィリピン相談窓口 TEL:03-6206-1142
- ◆ インドネシア相談窓口 TEL:03-6206-1149
- ◆ ベトナム相談窓口 TEL:03-6206-6991

EPA 看護師・介護福祉士の受入れ機関の要件について

EPA 看護師・介護福祉士を雇用する受入れ機関には、資格取得後であっても、次のとおり一定の条件が付されます。

<EPA 看護師受入れの要件>

- 1 施設を設立している受入れ機関が、当該施設で就労するEPA 看護師を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。
- 2 受入れ機関(社会福祉法人等)が、過去 3 年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師(候補者)・介護福祉士(候補者)の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがないこと。また、過去 3 年間に、外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。
- 3 JICWELS を通じて、地方入国管理局や厚生労働省に対して、所要の定期報告と随時報告を行うこと。
- 4 JICWELS による巡回訪問について必要な協力を行うこと。
- 5 雇用契約に基づいて、日本人が従事する場合に受けける報酬と同等額以上の報酬を EPA 看護師に支払うこととしていること。
- 6 EPA 看護師が就労する受入れ施設が、次に掲げる施設であること。
 - ①児童福祉法に規定する障害児入所施設又は児童心理治療施設
 - ②医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院、診療所又は助産所
 - ③老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
 - ④介護保険法に規定する介護老人保健施設
 - ⑤その他医療等を提供する施設

<EPA 介護福祉士受入れの要件>

- EPA 介護福祉士を介護福祉士国家試験の受験資格に係る介護等の業務に従事させることができる施設であつて、次の1~4の要件を満たしているものであること。
1. 過去3年間に、経済連携協定等の枠組みによる介護福祉士(候補者)の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがないこと。
 2. JICWELS を通じて、地方入国管理局や厚生労働省に対して、所要の定期報告と随時報告を行うこと。
 3. JICWELS による巡回訪問について必要な協力を行うこと。
 4. 雇用契約に基づいて、日本人が従事する場合に受けける報酬と同等額以上の報酬を EPA 看護師に支払うこととしていること。

■EPA 介護福祉士を訪問介護業務に従事させる訪問介護事業所の留意事項について■

平成29年4月1日から、EPA 介護福祉士の就労範囲に利用者の居宅においてサービスを提供する業務(以下、「訪問系サービス」とします。)が追加されました。

これに伴い、EPA 介護福祉士を訪問系サービスに従事させる訪問介護事業所は、上記の厚生労働省告示に定める「EPA 介護福祉士受入れ機関の要件」のほかに、次の留意事項を適切に実施できることが要件となります。

次の留意事項を適切に実施できることを事前に JICWELS から確認を受け、且つ地方入国管理官署からの在留資格変更許可を受けなければ、EPA 介護福祉士を訪問系サービスに従事させることはできませんのでご注意ください。

EPA 介護福祉士を訪問系サービスに従事させたい訪問介護事業所は、必ず事前に JICWELS に相談をお願い致します。

【EPA 介護福祉士を訪問介護業務に従事させる訪問介護事業所の留意事項】

(1)訪問系サービスを提供する EPA 介護福祉士に対して、次の事項を含む研修を行うこと。

- ・訪問介護の基本事項(心得・倫理、プライバシーの保護等)
- ・生活支援技術(高齢期の食生活、住生活、調理、掃除、ゴミ出し等)
- ・利用者、家族や近隣とのコミュニケーション
- ・日本の生活様式(文化・風習・習慣、年中行事等)
- ・訪問介護計画書に記載されたとおりのサービス提供を行うこと。

(2)次の事項を含む緊急時の対応マニュアルの整備を行うこと。

- ・緊急時の対応(緊急時の連絡先・その手段(携帯電話の貸与等)・連絡体制の確認、応急処置・救急車の要請などの急変時の対応)
- ・事故発生時の対応(利用者の誤嚥・転倒などの事故、利用者宅における物損事故、移動中の事故等への対応)
- ・感染症への対応(感染予防、嘔吐物の処理等)
- ・リスクマネジメント(ヒヤリ・ハット事例等)
- ・災害発生時の対応(ハイリスク利用者の把握、避難時の対応等)

(3)次に掲げる事項など、記録や報告事項の記載方法について工夫し、正確かつ、よりスマーズに、EPA介護福祉士が適切な記録等を作成できるようにすること。

- ・チェックシート方式による簡略化
- ・記載事項を5W1Hなどに分けて記載できるような様式の設定
- ・文字の色分けによる優先順位、緊急度の区別
- ・申し送り事項の明確化

(4)EPA介護福祉士が訪問系サービスの提供を一人で適切に行えるよう、数回程度又は一定期間、サービス提供責任者等が同行する等の必要なOJTを行うこと。

(5)受入れ施設のサービス提供責任者等は、EPA介護福祉士が一定以上の適切な日本語の運用能力を有することを把握、判断したうえで、訪問介護員として配置するなど、サービス提供が適切に行われるようによること。